

# 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約重要事項説明書

## 1 指定介護予防支援事業所の概要

### (1) 事業所の名称等

- ① 事業所名 東御市地域包括支援センター
- ② 所在地 東御市鞍掛 197 (東御市総合福祉センター)
- ③ 連絡先 Tel : 0268-64-5000 Fax : 0268-64-8880
- ④ センター長 掛川 一郎
- ⑤ 管理者 早坂 美智代
- ⑥ 営業日 月曜日から金曜日
- ⑦ 営業時間 午前8時30分～午後5時15分まで
- ⑧ サービス提供地域 東御市内
- ⑨ 事業所番号 2001900014

### (2) 事業所の設置者

- ① 事業者名 東御市
- ② 所在地 東御市県 281 番地 2 (東御市役所)
- ③ 連絡先 (代表) Tel : 0268-62-1111 Fax : 0268-63-5431
- ④ 代表者 東御市長 花岡 利夫

### (3) 職員の体制

職 種	常 勤	非常勤	職 務 内 容
主任介護支援専門員	1名	名	包括的継続的ケアマネジメント、サービス計画等作成
社会福祉士	名	2名	総合相談支援、権利擁護、サービス計画等作成
保健師・看護師	1名	1名	介護予防ケアマネジメント、サービス計画等作成
介護支援専門員	名	2名	総合相談支援、サービス計画等作成

## 2 事業の目的、運営方針

### (1) 事業の目的

#### ①ケアプランの作成

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように、介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という）を作成します。

提供が可能な介護予防サービスは次の通りです。

#### ア、訪問型サービス

- ・ホームヘルパー等が訪問し、調理や掃除などを一緒に行います。
- ・医師の指示のもと、看護師やリハビリの専門職が訪問し身体の相談や医療的処置を行います。

#### イ、通所型サービス

- ・生活機能向上のための体操やレクリエーションなどが日帰りで受けられます。

#### ウ、短期的宿泊サービス

- ・短期的に泊まり支援を受けられます。

#### エ、福祉用具貸与

- ・手摺りや歩行器などレンタル利用し、生活継続できるように支援します。

## ②サービス事業者との連絡調整

利用者に対して、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう、関係者との連絡調整のほか必要な援助を行います。

## (2) 運営方針

### ①生活機能の改善を支援

介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう、未来志向型の計画を作成し、適切なサービスを選択できるよう支援します。

### ②関係機関との連携

事業の運営にあたっては、東御市、介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所のほか、NPO やボランティアが行う自発的な援助活動（以下「インフォーマルサービス」という）など、地域の様々な取組等と連携を図ります。

## 3 提供する介護予防支援等の内容

### (1) 契約期間（第2条）

①契約の期間は、契約の日からケアプランの終了日までです。

②契約期間中に利用者から契約終了の申し出がない場合、この契約は自動的に更新します。

### (2) ケアプランの作成等（第3条）

#### ①ケアプランの作成

ア、利用者のケアプランの作成にあたり、担当職員を指定します。

- ・担当職員は、身分証を常に携帯し、提示を求められたときは、いつでも提示します。
- ・担当職員の変更を希望する場合は、相談窓口までご連絡ください。

イ、利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族（以下「利用者等」という）に面接して情報を収集し、自立に向けて解決すべき問題を把握します。

ウ、自宅周辺にある介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施している、サービスの内容、利用料等の情報を提供し、利用者にサービスを選んでいただきます。

エ、提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、留意点などを盛り込んだケアプランの原案を作成します。

オ、ケアプランの原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象の有無を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者等に説明し、その意見を伺います。

カ、ケアプランの原案は、利用者等と協議したうえで、必要があれば変更を行い文書による同意を得ます。

#### ②サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供

ア、ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。

イ、サービスを利用するにあたり、特定のサービス事業所等に偏ることがないように、公正中立に調整します。

#### ③サービス実施状況の把握・ケアプラン等の評価

ア、利用者等と連絡をとり、サービスの実施状況の把握（以下「モニタリング」という）に努めます。

イ、利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じてケアプランの評価、変更等を行います。

ウ、モニタリングにあたっては、原則、利用者のお宅を訪問し面接します。要件を満たすことでテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した面接を行うことを可能とします。

#### ④給付管理

ア、ケアプランの作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、長野県国民健康保険団体連合会に提出します。

イ、指定介護予防サービス事業者によるサービスを利用していない場合は、実績報告書を東御市へ提出します。

#### ⑤介護サービス等に関する相談・説明

ア、介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。

#### ⑥医療機関等との連携

ア、ケアプランの作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治の医師等との連携を図ります。

イ、利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得たうえで、主治の医師又は歯科医師の意見を求めるとともに、求めた相手に対し、ケアプランを交付します。

ウ、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたときその他必要と認めるときは、必要と認める情報を、利用者の同意を得たうえで、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。

#### ⑦財産管理・権利擁護への対応

ア、利用者がサービスを利用する際に、財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。

### (3) ケアプランの変更（第4条）

①利用者が変更を希望した場合や、事業者が変更を必要と判断した場合には、利用者の意見を伺ったうえで、ケアプランとこれに基づく介護予防サービス等を変更することができます。

### (4) 要介護認定等にかかる申請の援助（第5条）

①利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の申請に必要な協力を行います。

②利用者の要支援認定有効期間満了前には、要介護認定等の更新申請に必要な協力を行います。

### (5) サービス提供の実施記録等（第6条）

①利用者は、介護予防支援等の提供の記録を閲覧し、コピーの交付を受けることができます。

②利用者は、契約終了の際に、直近のケアプラン及びその実施状況に関する書面の交付を申し出ることができます。

## 4 介護予防支援に係る料金（第7条）

### (1) 介護予防支援に要する費用

①介護予防支援に要する基準額は、厚生労働省告示に基づき下記の額となります。ただし、今後、基準額に変更があった場合は、変更後の額となりますので、文章で通知します。

項目	単位	1単位	金額	備考
介護予防支援	442単位	10.00円	4,420円	1か月あたり
初回加算 *1	300単位		3,000円	
委託連携加算 *2	300単位		3,000円	

\*1) 新規に介護予防サービス計画等を作成する利用者に指定介護予防支援を提供した場合の加算

\*2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランを、居宅介護支援事業所へ情報連携した場合の加算

## (2) 利用者負担

### ①自己負担をいただかない方

介護保険料の滞納等がない方の場合には、介護保険法の規定により、事業者が介護保険から直接料金等を受領（以下「代理受領」という）することとなります。

### ②自己負担をお支払いいただく方

ア、利用者が保険料滞納等により介護保険の適用に制限がかかっている場合には、上表の利用料金をお支払いいただきます。

イ、その場合、事業所が発行する領収書等を、東御市福祉課高齢者係の窓口に出すことができると、お支払いいただいた料金は払い戻されます。

## 5 契約の終了（第8条）

### (1) 利用者が解約を希望する場合

①解約を希望する日の10日前までに事業所へ申し出てください。ただし、契約を継続しがたい正当な理由がある場合には、直ちに契約を解約することができます。

### (2) 事業者が解約を通知する場合

①利用者等が、事業者及び担当職員に対するハラスメント（性的な言動や職務上の地位を背景とした、業務の適正な範囲を超えた言動等）により勤務環境が害されるなど、この契約を継続しがたい場合には、事業者から利用者へ文書で通知することにより直ちに契約を解約することができます。

### (3) 自動的に終了する場合

- ①介護保険施設への入所、要介護（1～5）認定を受けるなど、要支援者ではなくなった場合
- ②死亡、もしくは介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合

## 6 その他契約の内容

### (1) 秘密保持（第9条）

①サービスの提供により知りえた利用者等の秘密について、他者に漏らすことはありません。この秘密保持義務は、契約の終了後も継続します。

②但し、サービス事業者及び関係機関との連絡調整を行う場合には、最小限の範囲で、個人情報の使用が必要になりますので、別紙の「個人情報の使用に関する同意書」にて了解をいただきます。

### (2) 事故発生時の対応（第10条）

①サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族と東御市、に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び対応状況を記録します。

②賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：保険名	全国町村会総合賠償補償保険
-----------	---------------

### (3) 苦情対応（第11条）

#### ①サービスの提供に関する苦情や相談の連絡先

東御市地域包括支援センター	Tel：0268-64-5000 受付時間（平日）：午前8：30から午後5：15
---------------	---

#### ②介護保険に関する苦情や相談の連絡先

東御市健康福祉部福祉課高齢者福祉係	Tel：0268-75-5090 受付時間：（平日）午前8：30から午後5：15
長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係	Tel：026-238-1580 受付時間：（平日）午前9：00から午後5：00

(4) 協議

- ①この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係法令に定めるところを遵守し、双方で協議のうえ決定することとします。

(5) 裁判管轄（第 14 条）

- ①訴訟の必要が生じた時は、上田地方裁判所が第一管轄裁判所となります。

## 7 補足事項

(1) 重要事項に変更が生じた時の取り扱い

- ①介護保険制度の改正および介護報酬単価の改正に伴い、介護予防支援等の内容及び利用料はその都度変更が生じます。このとき当該改正に大幅な変更がない限り、東御市公報又は文書通知によって重要事項の説明と代えさせていただきます。

(2) 高齢者虐待の防止

- ①利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講じます。
- ア、研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
  - イ、「東御市虐待防止指針」に基づき対策を実行し、必要に応じて指針の見直しを行います。

(3) 感染症予防及びまん延の防止

- ①感染症が発生した際の予防、又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じます。
- ア、研修及び訓練を定期的実施し、職員の知識や技術の向上に努めます。
  - イ、「東御市感染症予防指針」に基づき対策を実行し、必要に応じて指針の見直しを行います。

(4) 業務継続計画（BCP）

- ①感染症拡大や大規模災害の発生時において、利用者に対する予防介護支援等の提供を継続、又は早期に業務再開ができるよう、次に掲げる措置を講じます。
- ア、研修及び訓練を定期的実施し、職員の知識や技術の向上に努めます。
  - イ、「東御市業務継続計画」に基づき実行することとし、必要に応じて計画の見直しを行います。